

2008 年人権報告：ビルマ

民主主義・人権・労働局

2008 年人権慣行に関する国別報告

2009 年 2 月 25 日

人口 5,400 万人(2008 年推計)のビルマは、多数派ビルマ民族組織が率いる極めて独裁的な軍事政権によって支配されている。Than Shwe 上級大將が議長を務める国家平和開発評議会 (SPDC : State Peace and Development Council)が事実上の国家政府だった。政府のあらゆるレベルにおいて軍人が絶対的権限をふるっていた。1990 年に行われた総選挙では、民主化政党が 80 パーセントを超す議席を獲得して圧勝したが、軍事政権はその結果を無視し続けていた。軍事政府が治安部隊を支配しており、文民統制は行われていなかった。

軍事政権は、国民が政治を変える権利を制約し続けているだけでなく、ほかにも深刻な人権侵害をしていた。政府の治安部隊は、拘束中の死亡を黙認しているほか、超法規的処刑、失踪、強姦、拷問を行っていた。政府は、民間活動家を無期限に、起訴することもなく拘束していた。また、政府が支援する大衆動員組織は、人権活動家や民主化活動家に対して嫌がらせ、虐待、拘束を行っていた。政府は、囚人および拘束者を虐待し、過酷で人命を脅かす状況に置き、決まって隔離拘禁手段を用い、政治的理由から国民を恣意的に拘束していた。国軍は少数民族の村への襲撃を続けていた。国民民主連盟(NLD : National League for Democracy)の Aung San Suu Kyi 書記長および U Tin Oo NLD 副議長は依然として自宅軟禁下に置かれていた。政府は、日常的に国民のプライバシーを侵害し、言論、出版、集会、結社、宗教、その他の運動に関する自由を制限していた。人権問題に取り組む国内の非政府組織 (NGO)が独自に活動することは認められず、国際的 NGO は困難な状況に置かれていた。女性に対する暴力や社会的差別、子供兵士の徴用、少数民族の差別、人身売買(特に成人女性と少女)も続いていた。労働者の権利も制限されていた。子供を含む強制労働も続いていた。政府は、人権侵害の責任者を告訴したり罰したりするための措置を取っていなかった。

民族武装組織も、強制労働を含め人権を侵害していたと報告されている。伝えられるところによると、一部の停戦組織も虐待していた。子供兵士の徴用は、武装組織と停戦組織のどちらも行っていた。

人権の尊重

セクション 1 以下に関する自由を含む、人間の尊厳や価値の尊重

a. 生命の恣意的または不合法的剥奪

政府またはその下部組織による恣意的または不合法的殺害は数多く報告されていた。政府は、死亡に責任を負う当局者を罰していなかった。特に、超法規的処刑や拘束中の死亡が多く報告されていた。

2月21日、Rakhine 州 Akyab,の警察がロヒンギヤの Zawmir Uddin 氏を激しく殴打し、同氏は警察に拘束中に死亡した。

5月3日、伝えられるところによれば、(大型サイクロンによる被害を受けた) Insein 刑務所で囚人らが暖をとるために火をつけたところ、軍人と武装警官が大勢の囚人に向けて発砲した。少なくとも 36 人の収監者が死亡し、約 70 人が負傷したという報告があった。軍事政権は、発砲により不慮の死を遂げた囚人はわずか 2 人であると主張した。伝えられるところによれば、この事件発生後、刑務所当局が調査を行い、尋問中に 4 人の収監者が死亡している。

5月20日、新モン国党(NMSP : New Mon State Party) の元医療従事者が、Mon 州 Khawzar 警察署で尋問を受けている間に軍人によって殺害された。

6月半ばには、Magwe 管区で仏像を盗んだとして Magwe 警察署で尋問を受けていた男性が、尋問中に死亡した。

政府は、2007 年 9 月の平和的民主化要求デモに対する軍事政権による暴圧で、少なくとも 30 人が超法規的に殺害された件について、その責任者を取り調べるまたは罰するための措置をとっていなかった。これらの犠牲者には、僧侶の U Thilavantha 氏、日本人フォトジャーナリスト長井健司氏が含まれている。また、政府は、Maung Chan Kun 氏、Lin Lin Naing 氏、Ko Naing Oo 氏、NLD メンバー Win Shwe 氏、Ko Ko Win 氏を含め、2007 年に発生した拘束中の死亡に関して責任者の調査も懲罰も行わなかった。

2006 年に発生した元政治囚 Thet Naing Oo 氏、Wai Phyoo Naung 氏、Ma Nyo Kyi 氏および Saw Stin Pho 氏の殺害事件については何の進展もなかった。

政府は、2003 年、Depeyin 郡にある村の近くで党リーダー Aung San Suu Kyi 氏が率いる NLD の車列を政府系団体メンバーが襲撃し、70 人が殺害された事件に関して、依然として調査を行わず責任とっていなかった。

b. 失踪

民間人および政府活動家の数時間から数週間またはそれ以上にわたる「失踪」は続いており、その多くは二度と姿を見せていなかった。このような失踪は、通常は当局が家族に知らせずに尋問するために個人を拘束するか、軍が荷役その他の役務に民間人を強制徴用し多くの場合その旨を家族に知らせなかったために起きていた。兵役に関する情報を国軍に照会しても、必ず無視された。尋問のために拘束された人がその後すぐに解放され、家族の元に戻っている場合もあった。

政府は、2007 年 9 月の平和的な民主化を要求する抗議行動の後に、何回も行われた夜間急襲で、治安部隊が大勢の住民や僧侶を自宅や僧院から連行したという報告を調査するための措置をとっていなかった。

荷役のために軍が徴用した民間人は、労役または荷役のために移送された囚人と同様に、行方不明になることが多かった。家族は、仲間の囚人が生き延びて情報を知らせてくれる場合に限り、本人の消息を知ることができた。

2003年に党リーダーAung San Suu Kyi氏が率いるNLDの車列をDepeyin郡の村近くで政府系団体メンバーが襲撃した際に行方不明になった31人の居所については、何の情報もなかった。

c. 拷問やその他の残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱いまたは刑罰

拷問を禁じる法律は存在している。しかし、伝えられるところによれば、治安部隊やその他の政府支持団体のメンバーは囚人、拘束者その他の民間人に対して、拷問、殴打、その他の虐待を行っていた。拘束後は、脅迫し混乱させるための厳しい尋問を日常的に行っていた。前年までと同様に、当局は事件の調査や虐待者の懲罰のための措置を取っていなかった。

2005年、タイに拠点をおくビルマ政治囚支援協会(Assistance Association for Political Prisoners)は、政府が政治囚に与えている「残忍で組織的な」拷問に関する報告書を発表した。報告書は、35人の元政治囚の証言に基づき、政府が反体制派に与えている、身体的、心理的、性的虐待を詳細に示し、多くの虐待者の名前を公表していた。また、報告書では、政府が使用している拷問の数々を詳細に記述していた。例えば、意識不明になるまで、時には命を失うまで激しく殴打する、生殖器を含む身体のあらゆる箇所に連続的に電気ショックを与える、骨がむき出しになるまで鉄棒で向う脛を擦る、タバコやライターの火を皮膚に押し付ける、ロープやかせを使用して首や足首を縛り数ヶ月もの間動かさないようにする、身体と同じ場所を数時間にわたり絶え間なく繰り返し殴る、とがった石・金属・ガラスなどを敷き詰めた上を歩かせるたり這わせたりする、犬を使用して男性囚を強姦する、強姦によって女性囚を脅すなどである。当局は、囚人を罰するために長期にわたる独居拘禁も行った。

警察の留置場に入れられた売春婦が、警察官によって強姦または略奪されることがあるという信頼できる報告があった。当局は、時として警察官や軍人による強姦を訴えた女性を逮捕し起訴することもあった。治安当局は、政治犯として起訴されたか容疑をかけられた人物を逮捕する時、しばしばフードを被せていた。

軍事組織は、荷役を確保するため日常的に強制的でひどい手段をとっていた。荷役およびその他の労役を強制された人々は極めて苛酷な状況におかれ、殴打され、強姦され、食事や清潔な衣類を十分与えられず、時には死につながる虐待を受けていた。

刑務所および拘置施設の状態

刑務所および強制労働収容所の状態は概してひどく命を危うくする場合もあった。刑務局 (Department of Prisons) は国内で約 40 ヶ所の刑務所と約 70 ヶ所の強制労働収容所を運営していた。伝えられるところによると、刑務所内では、食糧、衣類、医薬品が極めて不足していた。一部の刑務所当局では囚人から食費を徴収していたという報告があった。寝具は足りない場合が多く、床の上にマットを 1 枚置いただけということもあった。生活必需品については、月に 1 回か 2 回面会が許される家族から入手するしかなかった。政府は食物、衣類、医薬品などの個人的な差し入れや、囚人向けの書籍やテレビの寄贈を求めているが、伝えられるところによると、託された物品はすべて政府高官の手に渡っていた。囚人は数週間から数ヶ月にわたって起訴されないまま拘束され、正式に何かの罪で起訴されるまでは家族が面会することも、粗末な食事を補う食糧を差し入れることもできなかった。伝えられるところによると、刑務所内の HIV/エイズの感染率は高く、注射器の使いまわしや他の囚人による性的虐待が原因だった。

刑務所内の医療は、一般国民が貧弱な医療サービスしか受けられていない状況を反映していたが、その上に政府が囚人に十分な医療を与えることを拒否していた。

政府が囚人に適切な医療を施さなかった例はいくつもあった。例えば、3 月 6 日、NLD メンバー Ko Win Tin 氏が、拘留されていた Bago 刑務所で死亡した。同氏は、赤痢と結核を患っていたが治療を受けることができなかった。

4 月 19 日には、Rakhine 州 Rathidaung 郡の 30 歳の男性 Azizullah 氏が、Akyab 刑務所で死亡した。伝えられるところによれば、同氏は適切な治療を受けていなかった。

7 月 18 日には、政治囚 Khin Maung Tint 氏が Mandalay 刑務所で結核により死亡している。

当局は、拘留されている 88 世代学生グループ (88 Generation Students) のメンバーであり、高血圧と変形性頸椎症を患っていた Min Ko Naing 氏を刑務所医が診察に訪れることを認めた。しかし、専門家による検査と治療についての要求は受け入れなかった。

88 世代学生グループのメンバー Myo Yan Naung Thein 氏の健康状態は刑務所内で著しく悪化していた。報道によれば、同氏は中風に関して手術を含め適切な治療を受けたいと何回も要求したが当局はその都度拒否したという。アムネスティインターナショナルによれば、同氏の罹病は、拘留中に殴打されたことが原因だった。

ビルマの人権状況調査を担当する国連の Tomas Ojea-Quintana 特別報告者は、8 月にビルマを訪れた際、当局に対して刑務所に拘留され 1 年以上にわたって歯の治療を受けることを拒否されている Thurein Aung 囚人について歯医者の治療を受けることを認めるよう強く要求した。Ojea-Quintana 氏が刑務所が訪れた後、当局は、まもなくして歯医者による治療を認めた。

健康悪化に苦しんでいる著名な囚人には、1990 年総選挙(MP-elect)で当選した NLD メンバー Naing Naing 氏も含まれていた。Bago 管区の Thayarwady 刑務所に拘留されている作家 Than Win Hlaing 氏は、過酷な刑務所環境により健康が悪化していた。1990 年総選挙で当選したロヒンギャの Kyaw Min 氏とその家族も健康上の問題を依然として抱えていた。1990 年総選挙で当選した Than Nyein 氏と May Win Myint 氏の他に、ジャーナリストの Win Tin 氏も 9 月に解放されるまでに健康上の問題に苦しんでいた。

シャン諸民族民主連盟(SNLD : Shan Nationalities League for Democracy)の Khun Htun Oo 議長や SNLD メンバー U Sai Hla Aung 氏も、拘留中にいくつもの健康上の問題に苦しんでいたが、治療を受けることは認められていなかった。しかし、彼らの状態に関する情報は得られなかった。

政府は政治囚を拘束していることを否定し続けているが、囚人らの報告から、政治囚がしばしば雑居房に入れられ、一般犯罪者によって殴打されるなど、ひどい扱いを受けていたことは明らかである。

政府は、赤十字国際委員会(ICRC : International Committee of the Red Cross)が囚人に無制限に接触することを依然として拒否していた。ICRC は、立会人なしで囚人と話すこと、必要に応じて何回でも面会すること、必要な医薬品や衛生用品を支給することができなかった。このため、

ICRC は、4,000 人を超す拘束者について詳細を把握できなかった。例えば、治安上の理由で拘束されている人、未成年者、外国人、弱者(病人、高齢者など)についてである。

d. 恣意的な逮捕または拘束

法律は、恣意的な逮捕や拘束を禁止していず、政府は日常的にこれを行っていた。囚人が最初の刑期を終えた後に当局が刑期を延長することお法律で認めており、政府はこの条項を必ず適用していた。

警察および治安機関の役割

ミャンマー警察(Myanmar Police Force)は、軍司令部の直接支配下にあるが、行政上は内務省の管轄下にある。警察は、主に一般犯罪を扱い、政治犯罪は扱わない。収賄と刑事免責は深刻な問題であったが、これは警察が独自にその運営資金を集めなければならない制度を政府が定めているためである。警察は、一般的に被害者に対して多額の犯罪調査費を要求し、民間人から日常的に賄賂を受け取っていた。治安部隊による虐待を調査できる有効な法的制度はない。政府は治安部隊を改革するための大掛かりな措置をとっていなかった。

軍保安局(MSA : Military Security Affairs)職員と警察の特務機関(SB : Special Branch)所属警察官は、政府の脅威になると思われる「政治犯罪」の被疑者の拘束に責任を負っている。一度拘束したら、MSA や SB の職員が数時間から数ヶ月にわたって尋問し、尋問中にいつでも起訴できる。

連邦連帯開発協会(USDA : Union Solidarity and Development Association)と政府支援民兵組織「Swan Arr Shin」は、警察権限をますます強め、人権運動家や民主化運動家の逮捕、拘束、尋問を行っていた。

逮捕と拘束

法律では、捜査と逮捕には令状が必要であるとしている。しかし、MSA と警察は自由に捜査し逮捕できる特別な権限を持っている。法律によれば、裁判所は嫌疑なしで最長 2 週間勾留することができ、さらに 2 週間まで延長できる。しかし、当局は拘禁継続令状を提出せずにしばしば勾留期間を延長していた。また、政府は 1950 年緊急指定法(Emergency Act of 1950)を頻繁に適用して、長期に拘束していた。実際に、多くの人が嫌疑について知らされないまま何年間も勾留されていた。

刑事事件では一般に保釈金によって解放されたが、政治囚の場合にはほとんど認められなかった。政府は、拘束者が弁護士に相談する権利や、拘束者およびその家族が独立した法定代理人を選出する権利を認めず、政府が指名した弁護士を使うことを強要した。政府は隔離拘禁を続けており、拘束からかなりたってから勾留していることを関係者に知らせる場合がしばしばあった。

2008 年を通して、軍事政権は多数の民主化運動家や人権運動家を拘束し、反対勢力のトップリーダーや 1990 年総選挙当選者も数名拘束していた。2008 年末の時点で、それ以外の活動家も、政府による追及を避けて隠れているか自主亡命を続けていた。

1 月 9 日、警察は NLD メンバーで労働運動家の Htet Wei 氏が Rangoon で友人の公判を傍聴していたところを逮捕した。目撃者によると、抗議行動で拘束中の被告 U Ohn Than 氏が一枚の紙切れを Htet Wei 氏に渡したときに警察が Htet Wei 氏を拘引したという。2008 年末の時点で、当局は同氏の状態について何の情報も公表していなかった。

4 月と 5 月には、5 月の憲法制定に関する国民投票に先立ち、政府の憲法草案に反対運動を起こした容疑で軍事政権が 130 人を超す国民を拘束した。拘束された人の多くは逮捕後まもなく解放された。しかし、2008 年末の時点でまだ数人が拘束されたままだった。

4 月 1 日には、目撃者によると、若い NLD 活動家 Ko Aung Htun 氏が自宅にいたところ、Thingangyun 郡当局によって逮捕された。2008 年末の時点で、当局は Ko Aung Htun 氏の消息に関して何の情報も発表していなかった。

6月13日には、民主化運動家 Myat Thu 氏が、民主化を指揮した 88 世代学生グループの統率者として警察によって逮捕された。2008 年末の時点で、当局は Myat Thu 氏の情報について何の情報も発表していなかった。

6月15日には、Myanmar Tribune 誌の編集長 Aung Kyaw San 氏と他に数名の未確認の人達が、サイクロンの被害を受けた Irrawaddy デルタ地でサイクロンによる犠牲者を埋葬した後帰宅したところ、当局によって逮捕された。政府は Aung Kyaw San 氏を逮捕したことを公には認めていなかったが、一部のオブザーバーは、同氏がサイクロン後の状況について海外通信社に情報を提供したと当局が疑ったと考えていた。2008 年末の時点で、Aung Kyaw San 氏は拘束されたままであり、当局は同氏の法的状況について何の情報も提供していなかった。

6月25日、Rangoon 管区の警察が、市民ホールの前で 1 人の抗議活動家を逮捕した。報道によると、この女性が当局を前にして Aung San Suu Kyi 氏を含め政治囚の解放を求めてスローガンを叫んだところ、連行された。当局は、女性を逮捕したことを認めず、その身元も明らかにしなかった。

7月2日、NLD メンバー Khun Maung 氏は、その日の早朝 USDA 事務所で起きた小規模の爆発に関与したとして当局によって逮捕された。政府は同氏の状況や逮捕理由について何の情報も発表しなかった。

特赦

9月23日、当局は、特赦として 9,002 人の囚人を解放したと発表した。開放された囚人の大半は一般的な軽犯罪で勾留されていたが、ほかに、少なくとも 6 人の政治囚、すなわちジャーナリストの Win Tin 氏、NLD 中央執行委員会(CEC : Central Executive Committee)メンバーの Khin Maung Swe 氏、NLD メンバー Aye Thein 氏、1990 年総選挙当選者の 3 人(May Win Myint 氏、Than Nyein 氏、Aung Soe Myint 氏)も解放された。Win Tin 氏は、解放されるまで 19 年間勾留されていた。

Aung San Suu Kyi 氏の前秘書 Win Htein 氏は、9 月 23 日に特赦で開放されたが、翌朝再逮捕された。

e. 公正な公開審理の拒否

司法機関は政府から独立していない。SPDC が最高裁判所判事を指名し、その指名された判事がその下のクラスの裁判所の判事を指名し、SPDC の承認を得る。これらの裁判所は、実質的に法的拘束力を持つ SPDC が出した命令に基づいて審理する。裁判所組織は、郡、県、州、国レベルで構成されている。民間人を裁く独立した軍事裁判所は存在していないが、軍事政権は、政治的意味合いを持つ公判で民間人に対してしばしば判決を下している。

政府は命令による支配を続けており、公正な公開審理やその他の権利を保障する憲法条項に拘束されることはなかった。英国植民地時代の法制度の名残が形式上は残っていたが、裁判所の組織および裁判の進め方には欠陥が極めて多かった。特に政治事件の扱いはひどかった。緊急規定法(Emergency Provisions Act)、非合法結社法(Unlawful Associations Act)、常習犯法(Habitual Offenders Act)、電子商取引法(Electronic Transactions Law)、ビデオ法(Video Act)および破壊分子の危険から国家を守る法(Law on Safeguarding the State from the Danger of Subversive Elements)などの総括法を乱用し、政治目的に基づいた裁判制度の操作により、国民から公正な審理を受ける権利を奪い、平和的抗議を抑圧し続けていた。蔓延する汚職も、司法制度の公正性をさらに低下させていた。国民会議や「民主化へのロードマップ」を脅かすと疑われる人物は誰でも逮捕するという大統領令(Executive Order 5/96)は、実質的に民間人の間での自由な討論を抑制していた。蔓延する汚職も、司法制度の公正性をさらに低下させていた。

新憲法は、公正な裁判を受ける権利を与えているが、実質的には軍事政権が任意にこれらの権利を侵害することを可能にする例外条項も広範囲に設けている。

審理手続き

政治囚が関与する公判と刑事犯罪の被告の公判は基本的に異なっている。被告弁護士が代理を務める権利を含めて適法手続きの基本的権利は、刑事裁判件では通常認められていたが、政府

が特に神経を尖らせている政治裁判では認められていなかった。法律では、死刑案件を除いて、政府は公費で弁護士を付ける義務はない。どのような刑事裁判でも陪審制は使用されていない。一般的な刑事裁判では、被告側弁護士が公判までに 15 日間の準備期間が認められ、証人の召喚、反対尋問、証拠調べができるほか、弁論準備のために 15 日間の遅延が認められる。しかし、被告側弁護士の主な役割は、依頼人の無罪を主張することではなく(有罪となることは既に決まっている)、刑期をできる限り短くするために裁判官と交渉することである。政治裁判は家族を含め公開されないことが多く、被告弁護士も同席が認められないことがしばしばだった。信頼できる報告によれば、政治裁判では軍政トップが、証拠や法律に関係なく、判決を決定していた。

法律は、既決囚に上訴権を認めている。しかし、ほとんどの場合、上訴の法的効力は考慮されることなく、判決が指示された。

7 月、最高裁判所の 1 人制審理で、2007 年 5 月に開催された Rangoon でのセミナーに関連して逮捕された 6 人の労働運動家の上訴を拒否した。裁判所は、いつも通りに、法廷意見を公示せず、決定に対する法的根拠を説明しなかった。法律は被告が合議制最高裁判所審理を求めることを認めているが、多くの法律オブザーバーが、上訴の根拠になる法廷意見がなければ、上訴することは難しいと指摘していた。

NLD メンバーその他の民主化活動家は、弁護士側が投獄される心配をせずに、弁護士に相談することが通常は可能に見えたが、審理の開始日は必ずしも弁護士に伝えられず、依頼人の公判に同席することを当局が拒否することもしばしばあった。

2008 年を通して、当局は多数の政治囚の審理を非公開で行った。ビルマ政治囚支援協会(AAPP)などの人権 NGO は有罪判決を下された囚人は 200 人を超すと推定していたが、外交監視団は、軍事政権が少なくとも 120 人を有罪としたことを確認できた。有罪判決を下された中には、公判なしに 1 年を超えて勾留されていた人もいた。

10 月と 11 月には、刑事被告人の弁護士 Aung Thein 氏、Khin Maung Shein 氏、Nyi Nyi Htwe 氏に法定侮辱罪により 4 ヶ月から 6 ヶ月の禁固判決が下された。3 氏は、代理を務めている複数

の囚人に対して正当な法手続きがなされていないと抗議していた。また Saw Kyaw Kyaw Min 弁護士は法廷侮辱罪の嫌疑で召喚されたが、投獄される前に逃亡した。独立法律オブザーバーは、弁護士に対して、法廷侮辱罪で罰金を科さずに勾留することは普通はありえないことだと指摘していた。この他に 14 人の弁護士(大半が 1998 年より前に判決を受けていた)が 2008 年末の時点でまだ勾留されていた。

政府は、破壊分子の危険から国家を守る法(Law Safeguarding the State from the Dangers of Subversive Elements)に基づいて日常的に刑期を延長していた。内務相は、2 ヶ月単位で 6 回まですなわち最長 1 年間懲役刑を延長する権利を持っている。SPDC 議長 Than Shwe 上級大將は、刑期を 5 年間追加できる。

政治囚と勾留者

人権オブザーバーは、2008 年末の時点で約 2,100 人が「治安上の理由」から拘束されていたと報告している。例えば、政治囚、武器商人、治安法違反者、宗教的暴動の扇動容疑者などである。政府は通常政治的拘束者に刑法上の罪で告発していたため、政治囚は勾留していないとされていた。しかし、政府の主張にかかわらず、勾留されている囚人は、暴力、窃盗その他の一般的犯罪を犯したとは考えられないような人ばかりだった。

1 月 29 日には、労働活動家 Su Su Nwe 氏が治安妨害、海外勢力の名誉棄損、非合法組織との結社の嫌疑で当局により拘束された

また、同じ 1 月 29 日には、Ye Min Oo 氏、Ye Myat Hein 氏、Kyi Phyu 氏および Si Thu Maung 氏も当局により治安妨害で告発された。4 氏は、2007 年 9 月の民主化を求める抗議集会に参加した嫌疑で逮捕された。当局は、11 月に Ye Min Oo 氏に禁固 5 年、Ye Myat Hein 氏と Kyi Phyu 氏に禁固 6 年 6 ヶ月を言い渡した。人権オブザーバーによれば、Si Thu Maung 氏は 2008 年末の時点でまだ拘束されていたと考えられている。

1 月には、Min Ko Naing 氏と Ko Ko Gyi 氏を含む 9 人の 88 世代学生グループのメンバーが、印刷物を登録しなかったとして告発された。告発された残りの 7 人は、Kyaw Min Yu (Jimmy)氏、

Mya Aye 氏、Aung Thu 氏、Min Zeya 氏、Zaw Htet Ko Ko 氏、Myo Aung Naing 氏および Ko Tin Htoo Aung 氏である。9 月には、Min Ko Naing 氏と Ko Ko Gyi 氏を含む 88 世代学生グループのメンバー35 人が、友好的な外国政府に対する名誉棄損禁止法と政府の「民主化へのロードマップ」を破壊しようとする演説と行動を禁じる法に基づき、告発された。11 月には、Min Ko Naing 氏、Ko Ko Gyi 氏、Kyaw Min Yu 氏、Mya Aye 氏、Aung Thu 氏、Min Zeya 氏および Myo Aung Naing 氏がそれぞれ禁固 65 年の刑を言い渡された。Ko Tin Htoo Aung 氏には禁固 33 年が言い渡された。Zaw Htet Ko Ko 氏は、2008 年末の時点でまだ勾留されていた。

3 月 8 日、警察は、反政府活動家 Aung Kyaw Oo 氏を、世代ウェーブ(Generation Wave)の統率者として逮捕した。世代ウェーブは、当局が 2007 年 9 月の抗議行動に関与したと主張する反政府グループである。11 月 11 日には、抗議行動に関与したとして Aung Kyaw Oo 氏に禁固 4 年 6 ヶ月が言い渡された。

6 月 4 日、当局は有名なコメディアンであり活動家である Zarganar 氏を逮捕し、ビデオ法、電子商取引法、非合法結社法などに違反したとして告発した。6 月 13 日には、サイクロン「ナルギス(Nargis)」の被災者を救済するため Zarganar 氏に協力していたジャーナリスト Zaw Thet Htwe 氏が警察によって逮捕された。11 月、Zarganar 氏には禁固 59 年、Zaw Htet Htwe 氏には禁固 15 年がそれぞれ言い渡された。

1 月から 8 月までの間に、当局は拘束していた僧侶 U Gambira 氏を、違法出入国、非合法組織との結社、未承認印刷物の発行、国家治安妨害、暴動の扇動など 10 件の訴因で告発した。11 月、禁固 68 年が言い渡された。

8 月 6 日、当局は人権活動家 Myo Min 氏を逮捕した。11 月 28 日には、同氏に禁固 5 年が言い渡された。

8 月 8 日、警察が人権活動家 Myint Aye 氏を自宅で逮捕した。9 月 7 日、Khin Yi 警察庁長官は、同氏が爆弾テロの企てに関与したとして公に非難した。11 月 28 日、同氏は非公開裁判で禁固 28 年が言い渡された。

9月10日、警察は88世代学生グループのメンバーNilar Thein氏を逮捕した。同氏は、2007年8月に当局が同氏の夫 Kyaw Min Yu氏を含む70名の88世代学生グループの運動家を逮捕して以来、身を隠していた。11月には、当局が同氏に対して禁固65年を言い渡した。伝えられるところによると、同氏が潜伏している間、同氏の幼い娘を親戚に預けることを強いられ、当局はその娘を監視下においていた。

2007年に逮捕された大勢の民主化運動家と人権運動家は、2008年の間に正式に禁固刑が言い渡された。11月には、主要な88世代学生グループメンバーである Phone Cho氏、Arnt Bwe Kyaw氏、Htay Kywe氏、Thet Zaw氏、Sandar Min氏および Nyan Lin氏に禁固65年が言い渡された、人権オブザーバーによると、2007年に逮捕された他の数人の88世代学生グループメンバー (Zeya氏、Kyaw Kyaw Htwe (Markee)氏、Panneik Tun氏、Zaw Zaw Min氏など)が判決を下されることなく拘束されたままであった。

11月、2007年に逮捕した数人のNLDメンバーに禁固刑が言い渡された。Ko Kyi Phyu氏には禁固6年6ヶ月、Aung Min Naing氏と Ko Wunna Aung氏には禁固4年6ヶ月、Ko Tin Myint氏には禁固2年6ヶ月が言い渡された。人権オブザーバーによれば、2007年に逮捕された他の数人のNLDメンバーが2008年末の時点で判決を下されないまま勾留されていた。この中には、Ko Ye Min Zaw氏、Ko Soe Khine氏、Shwe Maung氏、Ko Myo Khin氏、Ko Tun Myint氏、Ko Tin Oo Maung氏、Thin Gan Gyun氏、Ko Phyo Min Kyin氏、Ko Tin Zaw Oo氏、Ko Law Lwin氏、Ko Taw Taw Aung氏、Ko Ye氏が含まれていた。

11月には、2007年に逮捕されていたミャンマー発展委員会(Myanmar Development Committe)リーダーHtin Kyaw氏に禁固12年を言い渡した。人権オブザーバーによれば、Htin Kyaw氏の数名の支援者(Zaw Nyunt氏、Ko Ha氏、Han Ti.氏など)も2008年末の時点で拘束されたままだという。

また、11月には、2007年に逮捕されていた人権活動家 Aung Zaw O氏に禁固12年が言い渡された。民主化活動家でミュージシャンの Win Maw氏には禁固2年が言い渡された。

人権オブザーバーによれば、2007年に逮捕された民主化活動家 Myat San氏は、2008年末の時点で拘束されたままだった。また Maggin 僧院のリーダー Sayada Aindakaat氏は、2007年に逮捕された他の僧侶(Sanda Wara氏など)と同様に、2008年末の時点で、拘束されたままだという。

NLD 書記長 Aung San Suu Kyi氏は、起訴されることも裁判が行われることもなしに自宅軟禁に置かれたままだった。軍事政権は、5月には、2003年から始まった軟禁期間をさらに延期した。当局は、Aung San Suu Kyi氏が同氏の選択した日時と場所で支援者などと自由に面会することを引き続き拒否していた。ただし、1月には、NLD 党指導者たちとの面会を監視を付けることを条件に許可した。3月には、国連事務総長特別顧問(UN Special Envoy)Gambari氏との会談を許可した。8月と9月には、自宅軟禁に関する控訴準備のために Aung San Suu Kyi氏が自宅で弁護士と5回にわたり面会することを許可した。さらに、2008年の間に4回、担当医師と会うことを許可した。NLD 副議長 Tin Oo氏も裁判なしに自宅軟禁におかれたままだった。

民事訴訟手続きと救済措置

民事訴訟手続きと救済措置は原則としては存在するが、実際には、原告側が公正な審理を受けられる保証はなかった。

f. プライバシー、家族、家庭または通信に対する恣意的な干渉

法律は恣意的な干渉を禁止していず、当局は日常的に国民のプライバシーを侵害していた。政府は、諜報機関のネットワークと行政手続きにより、全国民の移動を組織的に監視し、多くの国民特に政治的活動家を厳しく監視していた。

裁判所の令状なしの強制家宅捜査は合法である。登録住居以外の場所に宿泊する場合は、法律により事前に管轄の平和発展評議会当局に届け出なければならない。また、居住者でない人を宿泊させる家庭は、法律に従い来客リストを作成し当局に提出しなければならない。区担当当局者は、未届けの訪問者がいないかチェックするため、夜間抜き打ち検査を続けていた。Rangoon 管区の当局者は、政府機関が住民の夜間検査を行う際に使用するため「家族の写真」を用意するよう各世帯に時折要求していた。この要請を受けた世帯は、写真代を支払わなければ

ばならず、その代金は市場価格よりはるかに高額だった。また、認可を受けた住民の写真は自宅に永久に表示しておく必要があった。

治安部隊は、日常的に私信、電話、eメールをチェックしていた。

政府は、すべての双方向通信機器のライセンス取得と購入の厳しい管理、監視を続けていた。未登録の電話機、ファックス、コンピュータ用モデムを所有すると、禁固刑を受けた。例えば、未登録のコードレス電話を国内で使用すると禁固3年の刑と多額の罰金が科された。未登録のラジオを使用しても、罰金と禁固刑が科された。

政府は、Bago 管区、Karen 州、Kachin 州、Kayah 州、Rakhine 州北部での軍荷役に、少数民族の徴用を実質的に続けていた。

政府職員は、一般に政党への加入や支援を禁じられていたが、この措置は選択的に適用されていた。また、政府は威圧と脅迫によって国民(ほぼすべての公務員と多くの学生を含む)を政府の大衆動員組織である、USDA、ミャンマー女性問題連盟(MWAF : Myanmar Women's Affairs Federation)およびミャンマー母子福祉協会(MMCWA : Myanmar Maternal and Child Welfare Association)に加入させ、軍事政権を支持する集会に参加させていた。さらに、政府は NLD その他の反政府グループのメンバーに離職をそそのかすか強制し、離職すれば政府メディアで公表していた。

私有財産権が弱く、完全な土地所有記録がないことも、政府による強制移住を容易にしていた。法律では、土地の私的所有を認めていず、土地利用権の種類を規定しているにすぎず、その多くは自由に譲渡できない。植民地期後の土地法も、「土地の私有権は生産的に使用すること」を条件とする植民地支配以前の慣行を復活させたものだった。

2008 年の間も地方における強制移住は続いていた。伝えられるところによると、強制移住に伴い、処刑や強姦だけでなく、軍部のインフラを整備するための強制労働への徴用も行われていた。

地方より頻度は低いが、都市部における強制移住も続いていた。伝えられるところによると、政府は「治安上」の理由から一部の都市世帯の強制移住を続けていた。Rangoon では、商業用

地にあった家屋から住民を強制的に立ち退かせていた。場合によっては、強制移住に対する補償金がほとんど支払われていなかった。

2008 年末の時点で、政治首都 **Nay Pyi Taw** で働く公務員の大半は、家族を **Rangoon** に残し離れて生活していた。

国軍兵士が、強制移住させた人や家から離れている人から財産や所有物を略奪し没収しているという報告が数多くあった。これらは、軍施設の建設に使用されることが多かった。所有者に補償金を払わずに自家用車を軍用または **VIP** 移動用に徴発することも、国内で広く行われていた。特に **Shan** 州、**Kayah** 州および **Karen** 州、並びに **Mon** 州と **Bago** 管区付近で多発していた。

これらの地域では、数千人もの村民が生まれ育った村(焼き払われることが多い)から立ち退かされ、戦略地域内で **SPDC** 軍が厳重に管理する場所へ移動させられていた。追い出された村民が森に逃げ込む場合もあるが、そこは地雷が多数敷設されており、十分な食糧、治安、基本的な医療を得られないことが多かった。

強制移住は、隣接国または無法地域への難民の大移動をしばしば引き起こしていた。地域によっては、政府が元の住人を追い出しビルマ少数民族を移住させていた。**Karen** 州では、軍がカレン民族を民主カレン仏教徒軍(**Democratic Karen Buddhist Army**)が支配する地域へ強制移住させたり、移住させようとしたりしていた。

政府は日常的に、財産、金銭、食糧を国民から没収していた。さらに、政府当局の庇護の下で活動する **USDA** メンバーは、自分たちで使用するために財産を没収していた。

国軍兵士も、家畜、燃料、食糧、養魚池、アルコール飲料、車、金銭などを日常的に没収していた。このような虐待は広範にわたって行われていた。地域司令官が住民から金銭、食糧、労働力、建築資材の提供を強要することは国内いたるところで行われていた。

ビルマ人の女性と外国人との結婚は公式に禁止されており、地方弁護士はこのような結婚の証人にならないよう命じられていた。しかし、この禁止令は広く施行されていたわけではなかった。

政府は家族の 1 人が違反すると家族全員を罰していた。9 月 9 日には、警察が拘束されている僧侶 U Gambira 氏の義理の兄弟である Ko Moe Htet Hlyan 氏を拘束した。9 月 11 日には、当局が U Gambira 氏の弟 Ko Aung Ko Ko Lwin 氏を逮捕した。どちらも 2008 年末の時点で拘束されたままだった。

9 月 12 日には、拘束されている 88 世代学生グループのメンバー Ko Arnt Bwe Kyaw 氏の 75 歳になる母親 Daw Tin Tin Win.氏を警察が逮捕した。この母親は同日解放された。

g. 国内外の紛争における過度の武力行使および人道法違反

民族武装組織は、自治または独立を求めて政府と戦いを続けていた。例えば、Shan 州軍・南部方面軍(Shan State Army-South)、カレンニー民族進歩党(Karen National Progressive Party)、カレン民族連合(Karen National Union)の武装部門であるカレン民族解放軍(Karen National Liberation Army)などである。伝えられるところによれば、国軍は、少数民族地域で、住民の殺害と強姦、村の砲撃、家屋の焼却、食糧破壊、所有物の略奪、土地の没収、インフラプロジェクトへの村民の強制徴用、村民への軍営用食糧と建築材の供出強要を行っていた。

殺害

治安部隊が地雷を除去するために民間人を使用した結果生じた死者や負傷者についても、未確認の報告があった。特に Karen 州では、少数民族の村に対して軍が襲撃を続けており、犠牲者が発生しているという。

失踪

Bago 管区、Karen 州、Kayah 州、Shan 州における紛争に関連した失踪が報告されていた。

身体的虐待、懲罰、拷問

タイ国境近くの新しい難民や国内難民(IDP)によれば、Chin 州、Shan 州、Kayah 州、Kachin 州および Karen 州の政府軍は少数民族の婦女強姦を続けていた。タイに拠点をおくカレン女性機構(Karen Women's Organizatio)は、Karen 州の婦女が過去 25 年間に性的虐待を報告した件数は 959 件にのぼるとしていた。NGO と国際組織は、ビルマのそれ以外の地域においてもいたるところで兵による強姦が多数発生していることを依然として報告していた。

Karen 州 NGO の消息筋によれば、和平交渉は断続的に行われているが、Karen 州における国軍による人権侵害は続いていた。多数のカレン人の村が襲撃を受けて焼き払われ、数百人の村民が森へ逃れていた。

Bago 管区、Kayah 州および Shan 州でキャンペーンが繰り返されている間も、軍は村民の虐待と強制退去を続けていた。

2008 年の間に、カレン人社会に対して行われたいくつもの殺害、傷害、破壊の責任者を特定し、罰するための調査やその他の取組みを政府が行ったという報告はなかった。

子供兵士

軍は子供兵士の徴用と使用を続けていた。軍の入隊年齢は 18 歳以上となっている。政府は、公式方針により子供兵士の徴用を避けることになっているとしているが、伝えられるところによると、数多くの採用担当者がこの方針を無視していた。国際労働機関(ILO)の報告によれば、2007 年と比較して、2008 年前半で子供兵士に関する告訴数が増加していた。一部の採用担当者と軍関係者は、子供兵士の徴用に関わったとして軍規により告発されていた。確かに、ほとんどの場合、軍歴に戒告文書が付されていた。しかし、子供兵士の徴用に関わったとして刑事責任を問われたという報告は確認されていない。

2007 年 10 月、国際人権団体ヒューマンライツウォッチ(Human Rights Watch)が報告書『Sold to be Soldiers: The Recruitment and Use of Child Soldiers in Burma』を発表した。この報告書は、国軍やさまざまな武装勢力グループによる子供兵士の徴用と利用についていくつもの具体例を挙げていた。

国連子供と武力紛争事務総長特別代表(UN Special Representative for Children and Armed Conflict)Radhika Coomaraswamy氏は、2007年11月のビルマにおける子供兵士の利用に関する報告書において、国軍のほかに反政府武装勢力(停戦グループを含む)も子供兵士を徴用している証拠を明らかにしていた。例えば、ワ州連合軍(United Wa State Army)、カチン独立機構(Kachin Independence Army)、カレンニー民族人民解放戦線(Karenni National People's Liberation Front)、民主カレン仏教徒軍(Democratic Karen Buddhist Army)、シャン州軍・南方方面軍(Shan State Army-South)、ミャンマー民族民主連合軍(Myanmar National Democratic Alliance Army)、カレン民族同盟平和評議会(Karen National Union Peace Council)である。

紛争に関連したその他の虐待

国連難民高等弁務官(UNHCR : UN High Commissioner for Refugees)事務所によれば、約15万人のビルマ難民がタイの難民キャンプで生活していた。軍事政権は、難民およびIDPが自主的に帰国するための条件を調査するためにUNHCRが帰郷候補地を詳細に監視することを認めなかった。このため、UNHCRは帰国に適した状態にまだなっていないと判断した。

バングラディシュの南東部にある難民キャンプでは約2万1千人のロヒンギャが生活していたが、20万人はキャンプの外で生活していた。

セクション2 以下を含む国民の自由の尊重

a. 言論および出版の自由

新憲法は言論と出版の自由を認めている。しかし、政府はこれらの権利を厳しく組織的に制限し続けていた。

政府は、政府に批判的な政治的意見を表明したり、反体制的な意見を掲載した出版物を配布または所持したりすると、逮捕して拘束し、有罪として投獄していた。治安部隊も、反体制的意見を持っていると思われる人物を監視し、嫌がらせをしていた。

1月22日には、Rakhine州 Taungot 郡当局が Ko Than Htay 氏と Ko Kalar Shay 氏を逮捕した。目撃者によると、2人はNLDメンバーではなく、政治活動家でもなかった。単に、自転車で町内を回り政治囚の解放と、物価の値下げを訴えていただけだという。当局は2月5日2人を解放した。

政府は、権力により、1990年の総選挙の当選者や政党リーダーを含むすべての国民が軍事政権を公の場で批判することを禁じ続けていた。政府は、この方針を少しの例外もなしに貫いていた。

8月12日、当局はNLDメンバーで1990年総選挙の当選者である U Nyi Pu 氏と Tin Min Htut 氏を逮捕した。両氏は、Ban Ki-Moon 国連事務総長と国連安全保障理事会に宛てた7月21日付け書簡(5月の新憲法草案の是非を問う国民投票を批判していた)に署名した5人の1990年総選挙当選者に含まれていた。2008年末の時点で、両氏は拘束されたままだった。伝えられるところによると、他の2人の署名者は、この逮捕事件後地下に潜った。

法律により、事前の政府による承認を得ずに印刷物を出版したり配布したりすることは禁じられている。政府は、すべての印刷出版の内容を管理し、国内のラジオ・テレビ施設を所有し、管理していた。公式メディアは政府の宣伝機関にとどまっており、政府に反対する意見はその意見を批判する場合を除いて報道しなかった。

民営メディアは存在していたが、政府の報道審査委員会(Press Scrutiny Board)がすべてのメディアと出版物を厳しく管理し、ニュースについて独自に解釈したりコメントしたりしようとする とすぐに措置を講じていた。情報省は、印刷メディアが政府の承認した内容である場合にかぎり、民間メディア出版業者に認可を与えていた。民間メディアライセンスの3分の1は、政府機関または政府支援者が保有していると推定されていた。

2、3の外国の通信社は国内にとどまっていたが、国外追放された通信社は国内に拠点を持たず、地元ジャーナリストに頼っていた。その支局長が報道ビザ(在留資格)でビルマに入国することはめったに認められていなかった。

記者は逮捕されるだけでなく、当局やその支援者による嫌がらせ、脅し、暴力を受けた。11月には、週刊誌『Myanmar Nation』の編集者 Thet Zin 氏と局長 Sein Win Maung 氏に対して、印刷および出版登録法(Printers and Publishers Act)に違反したとして、それぞれ禁固7年が言い渡された。

9月1日には、当局が民間誌『Flower News Journal』の元特派員 Saw Myint Than 氏を逮捕し、電気事業法(Electronics Law)に違反し、政府当局を批判したとして告発した。同氏は10月21日に解放された。

10月1日、NLD メンバーであり元ジャーナリストである Ohn Kyaing 氏が自宅で逮捕された。Ohn Kyaing 氏は、NLD のサイクロン「ナルギス」救済委員会の委員長だった。同氏は、「扇動的小冊子を作成配布し」、「国家治安を脅かした」として禁固15年の刑に服していた。同氏は起訴もされずに拘束されていたが、12月11日、何の説明もなしに解放された。

11月5日、Rangoon の当局は、民間ニュース誌『News Watch』のジャーナリスト Khin Maung Aye 氏と Htun Htun Thein 氏を逮捕した。当局は11月中に、両氏に対して禁固6ヶ月を言い渡した。

政治的見解を表明したとして刑務所に勾留されている著名な作家やジャーナリストは大勢いた。「国境なき記者団(Reporters Without Borders)」によれば、2008年初めには、スポーツ誌『90 Minutes』の元編集者 Ko Aung Gyi 氏、英語とビルマ語による週刊新聞『Myanmar Times』の共同所有者である Myat Swe (Sunny Swe)氏とその父親 Thein Swe 氏を含む8人のジャーナリストが刑務所に拘束されていた。政府の検閲委員会は、刑務所に拘束されている者が書いた作品を出版または配布することを禁じていた。

政府による管理は、自己検閲を促し、国内の政治ニュースや政府が神経を尖らせている政治・経済の話題は通常報道されていなかった。

輸入出版物は、配布前に政府検閲委員会の検閲を受けていた。また政府検閲委員会が承認していない出版物を所有したり配布したりすると重大な法律違反となった。政府は、外国のニュー

ス雑誌の輸入も制限しており、外国刊行物の定期購読を妨害していた。しかし、外国語の新聞は Rangoon 内で購入できた。外国語の新聞や雑誌の中には検閲を受けずに流通しているものもあった。

貧困が蔓延し、読み書き能力が低く、インフラ整備が遅れているため、ラジオとテレビが依然として主要なマスメディアだった。ニュース専門の定期刊行物は、都市部以外ではほとんど見かけなかった。政府は、国内の 2 つのラジオ局を独占し、放送内容の管理を続けていた。ラジオフリーアジア(RFA : Radio Free Asia)、ボイスオブアメリカ(Voice of America)、BBC、ビルマ民主の声(Democratic Voice of Burma)などの海外放送局が、検閲を通さない情報の主な供給源であることに変わりはない。

政府は国内すべてのテレビ放送も独占しており、厳しい管理が続いていた。チャンネル数は、国軍放送を含め含め 3 つだけだった。一般国民は衛星テレビ受信機を有料で登録できた。非合法な衛星放送も受信できたが、衛星テレビ放送は費用が高すぎて大多数の住民には手が届かなかった。

法律により、国家検閲委員会の承認を得ていないビデオテープの公開、配布、所持は刑事犯罪になる。政府は未検閲の外国製ビデオテープや DVD の押収・破壊を続けていたが、海賊版は町中で広く流通していた。

3 月 8 日、当局は Hlaing 郡の NLD メンバーである Ko Thant Zin 氏と Ko Tun Tun 氏を、映画『ランボー』の最新作のコピーを所持していたとして逮捕した。

インターネットの自由

インターネットの閲覧に関する法や規制はなく、インターネットを介した表現の自由の行使に対する罰則を規定する法や規制もない。しかし、政府はインターネット通信を監視し、個人が自由に使用できないように Web サイトをブロックしていた。

当局は、多くのユーザーの興味を引く Web サイトや政治問題に関連した大きな添付ファイル(写真、映像などを含んでいる)へのアクセスをしばしばブロックしていた。eメールのメッセージが受信ボックスに届くまで数日かかることも時々あった。添付ファイルはしばしば削除されていた。国民は、これは軍事政権が送受信メールを検閲しているためと考えていた。

政府は、軍事政権やその活動に批判的な Web サイトの大半へのアクセスを禁止していた。また、無料の eメールサービス、その他のインターネット電話サービスやメッセージ搬送サービスへのアクセスを定期的にブロックしていた。

政府は、ビルマ、ドラッグ、軍事政権、民主主義、学生運動、8888、人権など、疑わしいと思われる語を含んでいる Web サイトの大半をブロックしようとしていた。ユーザーは、ビルマ民主の声(Democratic Voice of Burma)のホームページや BBC のビルマ語サービスにアクセスできることが時々あったが、サイト上の大半の記事にはアクセスできなかった。ソフトウェアが検閲削除用語を検出すると、政府は時として、誤って教育用などのサイトを削除してしまうこともあった。また、政府は、政府が支配するインターネットプロバイダー Myanmar Teleport とミャンマー郵政公社(Ministry of Posts and Telecommunications)と協力して、2007 年 9 月に行われた抗議活動のニュースや写真を掲載している Web サイトを探し、シャットダウンさせていた。

政府が eメールを含む電子フォーラムで政治的見解、宗教的見解、反対意見などを表明したことを明確な理由として告発することはめったになかったが、このような疑いのある人物をほかの罪状で告発することがしばしばあった。

1 月 30 日、当局は、インターネットブロガーであり 3 店のインターネットカフェを所有する Nay Phone Latt(Nay Myo Kyaw)氏を逮捕した。その後、同氏は認可を得ずにビデオを作成・複製、配布した罪状、公共の安寧を害した罪状、不法な電子商取引を行った罪状で告発された。11 月、Nay Phone Latt 氏は禁固 20 年 6 ヶ月の刑が科せられた。

国境なき記者団の年間報告によると、政府はインターネットカフェを厳しく監視しており、多くのコンピュータはユーザーの行動を監視するため自動的に数分ごとに画面キャプチャ(画面のハードコピー作成)を実行していた。すべてのインターネットカフェが、ユーザーに政治的や

民主化運動に関連したサイトへのアクセスを禁じる告知を表示していたが、どのような罪状になるかは明記していなかった。

学問の自由と文化イベント

政府は学問の自由も制約していた。大学の講師や教授も、他の公務員と同様に言論、政治的活動、出版の自由を制限されていた。教育省(Ministry of Education)は、日常的に教員に対して政府への批判を抑えるよう警告していた。また、仕事中に政治について論じないように指示され、政党への加入や支持を禁じられ、政治活動も禁じられていた。また、外国人と会合する場合には、事前に承認を得ることを要求された。履修課程を厳しく監視し、授業内容を検閲し、自己検閲を実施するように教師や学生を脅した。他のすべての公務員と同様に、教授および講師は、USDA への加入も要求された。すべての教育機関の教員がその学生の政治的活動に責任を負わされていた。外国人は、事前に許可を得なければ大学構内に立ち入ることができず、卒業式を含めどのような会合にも出席することは認められていなかった。

学生が暴動を起こさないようにするため、政府は学部キャンパスを郊外へ移し、教員や学生は騒動を起こせば厳しく罰すると警告し、構内のほとんどの寮を閉鎖していた。学校の周囲には警備隊を厳重に配備し、夏休み中も厳しく監視していた。これらの措置により、教育レベルが低下し、多くの学生は独習するか私塾に頼らなければならない状況に陥っていた。

政府は、限られた数しかない国内の私立教育機関とその履修課程を厳しく管理していた。同様の管理は、仏教僧院学校、キリスト教神学校、イスラム教神学校にも適用されていた。2008 年の間に、政府は私塾を弾圧し、運営も禁止しようとしていた。

政府は大半の文化行事を監視し、検閲していた。

b. 平和的な集会と結社の自由

集会の自由

法律は集会の自由を制限しており、政府は実質的に制限していた。法律では5人を超える未公認の屋外集会を公式に禁止していた。ただし、この法律は一律に適用されていたわけではなく、もっと少人数の集会でも禁止することがあった。NLDはまだ合法的な政党ではあったが、Rangoon本部を除くすべてのNLD事務所は、政令により閉鎖されたままだった。また、本部建物以外での党活動は不合法とみなされた。NLD以外に合法に登録されている9政党は、メンバーが会合する場合に政府から許可を得ることを求められた。NLDメンバーが参加した非公式な会合がNLD事務所以外の場所で行われていたが、治安当局はこれらの活動を厳しく監視していた。また、NLDリーダーには事前に参加者リストを提出させ、参加意欲をそごうとしていた。

軍事政権とその支援団体は、日常的に威嚇、暴力、逮捕を行い、平和的デモと集会を妨害していた。

1月2日、1990年総選挙に当選したNLDメンバーAung Moe Nyo氏を、他のNLDメンバーNay Myo Kyaw氏、Sein Win氏、Than Tun氏、Maung Oo氏と共に逮捕した。ビルマ独立記念日を祝う集会を開催した後、全員が拘束された。

6月19日、民兵組織「Swan Arr Shin」のメンバーが、NLDリーダーAung San Suu Kyi氏の63回目の誕生日を祝う式典に参加した人のうち14人を逮捕した。目撃者によると、拘束された人たちは殴打された後にトラックに乗せられ連れ去られた。2008年末の時点では、全員拘束されたままだった。

8月8日に、1988年8月8日の20周年を記念して町中で静かな行進が行われた後、Rakhine州Taungotの警察は、48人を拘束した。20年前のこの日、軍事政権はRangoonで行われた、民主化を求める抗議運動を暴力によって弾圧した。今回の拘束者のうち43人はその後解放されたが、残りの5人は主謀者として勾留されたままだった。

9月27日には、NLDの20周年を祝うため、式典会場となったRangoon党本部に向かっていた9人のNLDメンバーが、当局によって逮捕された。全員が同日中に解放されたが、式典に参加することはできなかった。

12月30日、9人のNLDメンバーがRangoonのメイン通りでAung San Suu Kyi氏の解放を訴える旗を掲げたところ、Rangoonの当局によって逮捕された。2008年末の時点で全員が拘束されたままだった。

結社の自由

政府は、結社、特にNLDメンバー、民主化支持者、亡命組織と接触した人物による結社を制限していた。法律では、政権を非合法と宣言するいかなる組織との結社も禁じている。

一般に、結社の自由は、政府が承認した組織(産業団体、職能団体、USDA など)に限って認められていた。非宗教的な非営利組織はほとんど存在せず、あったとしても政府の方針にしたがって活動するように特に注意を払っていた。公認政党は10個あったが、そのほとんどが解散寸前だった。当局は、軍事政権の方針を支持しない政党に嫌がらせと脅迫を行っていた。

c. 信教の自由

新憲法は、信教の自由を規定しているが、軍事政権が信教を権利を任意に制限できる例外も広範囲に認めている。

国教はないが、政府は多数派宗教である上座部仏教(Theravada Buddhism)の優遇を続けていた。登録されている宗教団体に属していれば、概ねその信仰については自由だった。しかし、特定の宗教活動を制限し、他の宗教ではなく仏教を信仰するよう奨励した。宗教省(The Ministry of Religious Affairs)には、「Sasana(仏教)の奨励と普及」を担当する部署がある。政府は地方にある仏教僧院学校で教育を受けることを奨励し、RangoonとMandalayにある仏教系大学に補助金を出して助成していた。

宗教団体であるそうでないかにかかわらず、実質的にすべての組織が政府に登録しなければならなかった。「純粋な」宗教団体は公式な命令では登録が免除されていたが、実際には登録しなければ、財産の売買や銀行口座の開設が認められなかった。したがって、ほとんどの宗教組織が政府に登録していた。

政府は、仏教僧団(サンガ：Sangha)を支配するための努力を続けていた。サンガのメンバーを「仏教にそむき有害な活動」をしたとして裁判にかけ、サンガに刑罰を伴う行動規範を課した。政府は、政府に反対した仏教僧を逮捕し拘束することに躊躇しなかった。刑務所では、僧衣をはぎ、俗人として取り扱っていた。一般に、拘束された僧侶は頭を剃ることが許されず、戒律に則った食事が与えられるわけではなかった。他の政治囚と同様に、殴打され重労働を課されることもしばしばあった。政府はサンガに対して、表現や結社の自由にも特別な制限を加えていた。

政府は、仏教僧団が人権や政治的自由を訴えることも禁じていた。サンガのメンバーは、政治に関して説教することが認められていなかった。講話には政治的見解を示す語句や逸話が含まれていてはならなかった。サンガのメンバーは、政治、政党、政党员から距離を置くよう軍党政権によって命令されていた。政府は、国家サンガ大長老委員会(State Clergy Coordination Committee)の管理下にある 9 個の公認僧団以外にサンガ組織を認めていなかった。また、すべての聖職者に対して、政党メンバーになることも禁じていた。

7 月 15 日、警察がヤンゴン中央鉄道駅(Rangoon Central Railway Station)で 9 人の僧侶を逮捕した。8 月には、「故意と悪意により…宗教的感情を侮辱した」として禁固 2 年の刑が科された。

8 月 23 日、Rangoon にある Thardu 僧院の僧侶 U Damathara 氏と U Nandara 氏が逮捕された。当局は逮捕したことを認めていないが、人権オブザーバーは、今後予想される抗議活動に対する事前警告として両僧侶が拘束された可能性があると考えていた。2008 年末の時点で、両僧侶は拘束されていたと思われる。

2007 年 9 月に反政府デモとそれに対する軍党政権による弾圧が行われたが、その数週間前に治安部隊が Rangoon 市、Mandalay 市、Rakhine 州にあるいくつかの僧院を占拠した。民主化運動に参加した疑いがかけられていた。

政府は、少数派宗教団体による宗教的建物の建設に対する制限も続けていた。また、宗教施設や関連学校の破壊も容認していた。

政府の国境治安部隊は、Rakhine 州北部にあるモスクの「捜査」を任意に続けており、モスクの責任者にモスクの運営許可証を呈示するよう要求していた。モスクの責任者が許可証を提示できないと、当局は信徒達にモスクを破壊するよう命じていた。

国内のほとんどの地域で、キリスト教とイスラム教の団体が、脇道や目立たない場所に小さな教会・モスクを建てようと思えば可能ではあったが、地元当局から承認を受ける必要があった。これらの団体によれば、正式な要請に対する返答はかなり遅れ、たいていは却下された。たとえ承認されても、上位機関によってその後決定が取り消されることもあったという。

宗教活動や宗教団体は、表現と結社の自由が制限されていた。国内に広く配備された政府の治安部隊が、宗教団体を含む実質的にすべての組織に潜入し、その会合や活動を監視することで、団体や個人の信仰を事実上制約していた。

当局は強制的な改宗作戦をやめたようだが、他の手段を使用して非仏教徒を仏教徒に改宗させていることは明らかだった。チン人のキリスト教徒は、仏教系学校や僧院に通うよう圧力をかけられ、仏教に改宗するように促された。チン人のキリスト教徒によると、地元当局は仏教徒の学生だけが入れる高等学校を運営しており、卒業生は政府関係の職に就くことが約束されていた。このため、キリスト教徒は学校に入るため仏教に改宗しなければならなかった。チン人権団体(亡命グループ)は、地元当局がチン人のキリスト教徒の子供を仏教僧院に入れ、そこで宗教教育を行い、親の知らない間にまたは同意を得ずに仏教に改宗させたとしている。報告によれば、政府は、Sagaing 管区のナガ人も同様の方法で仏教に改宗させているという。ナガ人の大半はキリスト教徒か精霊信者(animist)である。

政府は、すべての僧侶の改宗を妨害していた。キリスト教派やイスラム教などの福音伝道型宗教は、このような制約によって最も影響を受けていた。外国の伝道組織が国内に常駐して布教活動をすることは一般に認められていなかった。

仏教の教義は、すべての初等学校で必須履修科目に含まれていた。生徒は仏教の教えに従わないことを選択でき、一部は実際にそうしていた。しかし、政府が運営する学校の生徒は毎日念

仏を唱えることを要求されていた。イスラム教徒の生徒には、この間教室の外に出ていることを許す学校もあったが、非仏教徒の生徒も念仏を唱えるように強制する学校もあった。

国民および永住者は、政府発行の国民登録証を携帯することを要求されていた。この登録証には、宗教や民族が記載されていることが多かった。登録証に宗教を表示するかどうかについては一貫した基準はないように思われた。国民は、パスポートなどの公式申請書にも宗教を記すよう要求されていた。

政府は、一部のイスラム教徒に対して年一回の聖地巡礼に出かけることを認め、仏教徒にはインドのブッダガヤ(Bodhgaya)への巡礼を認めていた。ただし巡礼者の数は制限していた。

社会的な虐待と差別

国内でイスラム教徒と仏教徒との間で紛争があったとの報告はなかった。宗教による公的な差別は制限されていたが、仏教徒の優遇は事実上続いていた。Rangoon にはシナゴグ(ユダヤ教会堂)が1つあり、少人数でユダヤ教の礼拝を行っていた。ユダヤ社会を規制する法律は報告されていなかった。

詳細は、『2008 年国際的な宗教の自由 (2008 International Religious Freedom) 』(www.state.gov/g/drl/irf/rpt)を参照のこと。

d. 移動の自由、国内難民、難民保護、無国籍者

政府は移動の自由を制限していたが、大半の国民は国内を移動できた。イスラム教徒による Rakhine 州の出入りや同州内の移動、一部の反政府政党メンバーなどは例外だった。ただし、国民の移動は厳しく監視されており、行先を地元当局に届けることが義務付けられていた。武力紛争地域の移動は制限されていた。また、国民は恣意的に移住させられていた。当局は、NLD メンバーが党の任務で Rangoon に出かけた場合、市内に宿泊することをしばしば禁じていた。

政府は、大半の民族リーダーの移動についても厳しい監視を続けており、国内を移動する前に政府から許可を得るよう求めている。

Irrawaddy 管区のカレン人居住地域など、以前紛争の影響を受けていた少数民族の居住地域では、多数の軍検問所が設置され、MSA による監視が行われるなど、個人の厳しい移動制限は続いていた。国境地帯の検問所では、政府機関が賄賂を要求していた。

Rakhine 州では、イスラム教住民に限り多くの管理と検問が行われていた。バングラディシュ国境に近い Buthidaung 郡、Kyauktaw 郡、Maungdaw 郡および Rathedaung 郡のイスラム教徒ロヒンギャについては特にその移動が厳しく管理されていた。Rakhine 州のイスラム教徒の若者は州外の大学や医科大学などへの入学を認められたが、移動規制により入学できなかった。他の外国人(南アジアや中国の少数民族)も、ビルマ国内を移動する前に許可を得ることを要求された。にもかかわらず、中国、タイ、バングラディシュ、インドとの国境は警備が行き届かず、おびただしい数の不法移民や商人が行き来していた。

一般国民が国外に移動する場合、3 種類の書類、内務省(Ministry of Home Affairs)発行のパスポート、財務・歳入省(Ministry of Finance and Revenue)発行の収入証明書および移民人口省(Ministry of Immigration and Population)発行の出国証明書(departure) が必要である。人身売買問題に対応するため、女性、特に 25 歳未満の女性の国外渡航を妨げたり制限したりすることも依然続いていた。

政府は、パスポート所持者全員について、その後予定されている渡航先を注意深く調査していた。パスポートや出国査証の発行は厳しく管理されており、腐敗の蔓延をもたらしていた。申請者は、30 万 kyat(約\$230)もの賄賂を支払うよう強要されたからである。これは熟練労働者の年間給与にほぼ相当した。また、パスポートの発行は通常政治的理由で拒否されていた。大学卒業生がパスポートを取得した場合(特定の公務員を除く)は、教育にかかった経費を政府に返還するよう要求された。パスポートを申請してから受け取るまでに数ヶ月かかることが多かった。早く処理してもらうための賄賂の提供を渋った場合は、特に時間がかかった。

Rangoon で生活する外交官や国連職員は、Rangoon から指定された観光地へ出かける場合、事前に政府の許可を得る必要がなかった。しかし、それ以外への移動には事前に許可を得る必要

があり、申請は拒否されるのが常だった。また、外交官を除くすべての外国人と地方住民は、出国にあたり申請する必要があった。5月にサイクロン「ナルギス」が発生した後は、Irrawaddyデルタ地域への出入りが厳しく管理されていた。デルタ地域に通じる主要道路には検問所が設置され、外国人は旅行前に許可を得よう要求された。デルタ地域への旅行には相変わらず旅行許可が必要だったが、2008年後半には、サイクロン被害を受けた地域への出入り制限は緩和されていた。

撤廃された1974年憲法は、国外追放を規定していなかった。また、政府も国外追放処分を通常行っていなかった。また、5月の国民投票で承認されたと政府が報告している新しい憲法でも、国外追放は規定していない。

合法的に国外移住した国民は、親類を訪ねるための帰国が通常の場合認められていた。また、非合法に海外に居住し外国籍を取得した者も帰国できる場合があった。

政府は他国から送還されたビルマ国民を受け入れる法的手続きを確立していなかった。しかし、過去には、タイや中国から送還された非合法移民数千人を受け入れていた。

嫌がらせ、抑圧の恐れ、社会経済情勢の悪化により、多くの国民が相変わらずビルマを去り隣接国やさらに遠い国に移住することを強いられていた。少数民族や宗教組織が居住している国境地域では、政府による実質的な強制労働、土地の没収、食糧・金銭の強制徴用、強制移住が続いていた。これらの政策により、隣国特にタイ、インド、マレーシア、バングラディシュで難民の大量発生が続いていた。

国内難民(IDP)

国際移動に関するモニタリングセンター(International Displacement Monitoring Center)によれば、ビルマ国内には50万人を超すIDPがいた。しかし、被災地への立ち入りが困難なため、正確な数は分からなかった。政府は、IDPに対してほとんどまたは全く保護措置をとっていなかった。IDPの多くは危険な条件下で強制移住させられていた。UNHCRはRakhine州北部のIDPにかろうじて接触できていたが、IDPは国内外の人道支援組織に自由に接触できない状態にあ

った。人道支援組織は、タイ国境沿いの東部地域にいる多くの IDP への接触を治安上の理由から拒否されていた。国境付近の信頼できるオブザーバーによれば、これらの地域にいる IDP は国軍と反政府勢力の紛争が続いているため常に苦難に耐えていた。特に女性の場合にはしばしば強姦にも苦しんでいたという。

難民の保護

国連憲章「難民の地位に関する 1951 年条約」および 1967 年の同議定書に従って、庇護や難民認定を規定した法律はない。また、政府は難民を保護するための制度も確立していなかった。政府は、難民認定も庇護もしていなかった。

12 月 2 日、タイ・ラオス・ビルマ 3 国の国境沿いで、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)から逃れてきた 19 人を当局が拘束した。29 日間の勾留後、国外追放された。当局は、これらの脱北者が UNHCR 代表や外交使節団に会うことを認めなかった。

UNHCR は、「移住を強いられた共同体」を援助する許可を得るため交渉を続けていた。政府と UNHCR の間で交わされた了解覚書(MOU)は 2007 年 11 月に時効となったが、政府は、UNHCR が Rakhine 州北部のロヒンギャに人道的支援を提供することを引き続き認めていた。政府はロヒンギャをビルマ国民と認めていない。2008 年末の時点で、この地域における UNHCR の立場に関する UNHCR と政府の間の話し合いは続行していた。

2007 年に交わした 2 年間有効の MOU では、Karen 州、Mon 州および Tanintharyi 管区を含む南東部で UNHCR が建築中の同志を支援することを許可していた。MOU に基づき、UNHCR の外国人職員がこの地域のプロジェクト活動を監視することも許可されていた。

無国籍者

新憲法によれば、その条項は国会が 2010 年に召集された後に発効し、市民権の対象は、現在のすべての国民と、両親共に法律で規定するビルマ国民であるすべての人に拡大される。この条項は、現行の 1982 年ビルマ市民権法(1982 Citizenship Law)と一致している。現在、市民権資格を持つ公認の「人種」は 135 ある。ビルマで生まれたが先住民とはみなされない人達(中国人、

インド人、ベンガル人、一部のユーラシア人、ロヒンギャなど)はこのリストに含まれず、祖先が非先住民であることを理由に市民権による十分な恩恵を受けることができないでいる。このうちの大多数を占めるイスラム教徒ロヒンギャは、ほぼすべてのロヒンギャが市民権のすべての恩恵を受けられないという最悪の事態になる。

UNHCR によれば、法的無国籍者は約 73 万人おり、その大半は、バングラディシュとの国境に近い Rakhine 州に住むロヒンギャだった。ビルマ人として何代にもわたる血縁関係を証明できる人だけが、帰化を申請できた。政府は、これまで「ロヒンギャ」民族の存在を認めていず、Rakhine 州北部のイスラム教住民は、英国の植民地支配下でバングラディシュからビルマに移住してきた不法移民の子孫にすぎないと主張している。また、大半のロヒンギャに対して、極めて限定的な市民権法の規定に従い、その祖先が 1824 年の英国統治が始まる 1 年前には国内に住んでいなかったことを理由に、市民権を与えることを一貫して拒否していた。

完全な市民権を持たない人々は、国内の移動も制限されていた。また、大学では、医学や技術分野の専門課程を履修できなかった。公務員職にも就くことができなかった。

ロヒンギャは、法的、経済的、社会的に厳しい差別を受けていた。政府は、ロヒンギャが住居のある村の外へ出かける場合、事前に許可を得ることを要求していた。地方住民によれば、外出先が住居から遠くなるほど、外出許可は得にくくなり、Rakhine 州より外へ出かけることは厳しく制限されていた。また、ロヒンギャは高等教育を受けるにも厳しく制限され、医師、看護師、教師などの公僕に就くことはできなかった。医療を受けることもきわめて制限されていた。初等教育を終えたら公立学校には通学できなかった。臨時の身分証明書を所持していないロヒンギャは、5 月に行われた新憲法草案に関する国民投票への投票権がなかった。Rakhine 州北部におけるモスクや宗教学校の建設や改築にはいくつもの制限が課されている。当局は、ロヒンギャへの抑圧を続けるためにそれ以外にも数多くの策略をめぐらしていた。例えば、結婚には公式な許可を得る必要があった。いくつもの規制を逃れるために必然的に賄賂の金額も高くなり、貧しい住民はさらに苦難を強いられていた。

政府は、UNHCR の支援により Rakhine 州北部の無国籍者に対して臨時身分証書を発給する制度を続けていた。UNHCR の推定によれば、2008 年末の時点で 10 歳を超えた約 38 万 5 千人の

無国籍者が臨時身分証明書を所持し、所持していない人は 21 万人いた。身分証明書は、結婚証明書や移動許可書を申請するなどの多くの基本的な手続きに必要であり、市民権を与えるわけではないが、在留資格を証明することにより法的立場の改善に寄与していた。

セクション 3 政治的権利の尊重：国民が政府を変える権利

軍事政権は、弾圧と脅しを組織的に続けて、国民が政府を変える権利を拒否していた。また、1990 年の総選挙の結果に基づく議会の招集も依然として拒んでいた。

新憲法は、総選挙の当選者による二院制議会を規定している。しかし、議席の 25 パーセント以上は、国防省の軍司令長官が指名する軍人用に確保されることになっている。また、選出前に 10 年以上連続して国内に居住していなかった、前回の選挙は郡司政権が適正であるとみなしていない、外国政府の支援を受けている、外国籍を得ているなどの理由で、多くの人を公職から遠ざけている。憲法はその条項により正確には 5 月に発効したが、SPDC は、議会が 2010 年に召集されるまで、「国の統治権を行使」し続けるつもりである。

1962 年以来、中央政府や地方政府の要職の大半は現役軍人が占めてきた。また、ほとんどすべての省の最高役職も、現役軍人または退役軍人が占めていた。2008 年末の時点で、現役軍人と退役軍人が 33 の大臣級役職(首相、Rangoon・Mandalay・政治首都 Nay Pyi Taw などの首長職を含む)のうち 30 を占めていた。

選挙および政治参加

5 月 10 日、軍事政権は、Rangoon 管区と Irrawaddy 管区のサイクロン被災地を除いて、憲法草案を承認するための国民投票を実施した。被災地の投票日は 5 月 24 日に延期された。しかし、軍事政権は 5 月 15 日に、有権者の 98.12 パーセントが投票し、投票者の 92.48 パーセントが賛成して憲法が承認されたと発表した。独立オブザーバーは、これらの数値が有効だとは考えていなかった。軍事政権は、選挙全体の監視を許可しなかった。外交官がビルマ外務省の監督下で特に選別された投票所だけ訪れることを許されただけだった。このような限定された状況ではあったが、外交官オブザーバーは、当局が投票者の写真を撮り、投票者に付き添って職員も

投票ブースに入るなどの不法行為が行われていたことを目撃していた。国内外の人権保護団体は、さらに重大な選挙違反(投票者に対する威嚇、不正票の投入など)が数多く行われていたと報告していた。

新憲法は、その条項に従い、承認された日に発効した。しかし、憲法は、議会が招集されるまでは、SPDC が「国の統治権を行使し」、「議会のすべての機能を…実行する」ことも規定している。したがって、新憲法は有効になったが、SPDC と軍部が政府の全権を掌握していることに変わりはなかった。

女性は、政治的リーダーにはなれなかった。一部の少数民族派メンバーも政府や政治関係の職には就けなかった。SPDC、内閣、最高裁判所には、女性も少数民族もいなかった。

政府の腐敗および透明性

法律は、職員の腐敗について罰則を科していた。しかし、政府が汚職防止法を適用することはほとんどなく、適用する場合も一貫性がなかった。職員は汚職行為を頻繁に行い、罰せられることはなかった。複雑で頻繁に変更される規制環境も腐敗を助長していた。当局が汚職防止法を適用するのは、軍事政権の上級大将らが、政権の妨げになるようなひどい汚職を行った職員を処分したい場合か、上級大将の権力を脅かすと考えられる職員を罰したい場合に限られていた。公職者には、資産公開法が適用されていなかった。

政府は、大半の公的書類の閲覧を許可していなかった。また、閲覧を許可する法律もなかった。大半の政府資料は、一般的な経済統計であっても機密扱いか厳しい管理下にあった。政府の政策決定は透明性を欠き、意思決定権は政府上層部に限られ、新しい政策が公表されることも公に説明されることもほとんどなかった。

セクション 4 人権侵害の疑いに対する国際組織および非政府組織による調査へのビルマ政府の態度

政府は、国内の人権組織が独自に活動することを認めていず、人権記録に関する外部の調査に敵対的な態度をとり続けていた。

ビルマ国内では、約 44 の非政治的、人道主義の NGO が活動していた。国内に常駐して活動するために長期にわたる交渉を続けながら、暫定的に活動している団体もいくつかあった。サイクロン被災地域での救済への取組みを除いて、多くの人道主義国際 NGO と国連機関は、その活動を制限しようとする政府の圧力を報告していた。国際組織の職員が人権運動家、囚人、少数民族と接触することは一層困難になっていた。

国連機関と NGO は、人道団体の活動を管理するための双方に受入れ可能なガイドラインについて合意を形成するため)政府と交渉を続けていた。2006 年に発表されたビルマ語版ガイドラインは、英語版よりも厳しい制限事項を含んでいた。

政府は、外国人ジャーナリスト、NGO 職員、国連職員、外交官に対して、ほとんどの地域での移動制限を続けていた。人権活動家は、政府が認める支援者が保証し、政府が認める目的で入国する場合を除いて、入国査証の発給を常に拒否された。政府は外国人の活動を監視し、外国人と接触した国民に頻繁に尋問し、国民の表現と結社の自由を制限し、政府の人権侵害に関する情報を外国人に提供した国民を逮捕した。これらはすべて、人権侵害に関する情報を収集し調査する上で障害となった。侵害、特に刑務所または少数民族居住地における侵害は、実際に行われた時点から数か月または数年たって報告され、検証できない場合がほとんどだった。

5 月にサイクロン「ナルギス」に襲われた後、政府は GO、国連、外国の支援機関に対して、サイクロン被災地域を訪れるための許可を得るよう要求した。ただし、概ね許可されていた。当局はこれらの職員が「当局の同行なしに」被災地に行くことをしばしば許可していたが、SB 警察が訪問を監視している場合が多かった。一部の国際 NGO と国連機関は、被災地域以外の現地訪問には政府側代表を同行させること、その費用は訪問する側が負担することを要求された。ただし、この規則は一律に適用されたわけではなかった。外国人職員は、サイクロン被災地域を除きプロジェクト実施地への移動許可を得るのにしばしば苦勞していた。

2008 年の間に、国連職員が重要な訪問を数回行っていた。5 月には、Ban Ki-Moon 国連総長が 2 回訪問し、サイクロン「ナルギス」被災後の国際的な人道的救済の取り組みに関して話しあった。5 月 22 日、Ban 氏は Irrawaddy デルタ地域のサイクロン被災地への政府主催視察ツアーに加わった。翌日は、Nay Pyi Taw を訪れ、Than Shwe 上級大将と会談した。Ban 氏は、5 月 25 日に再度ビルマを訪れ、サイクロン被害救済に関する国際支援組織会議に出席した。

Gambari 国連特使は、3 月と 8 月にビルマを訪問していた。3 月の訪問時には、8 人の大臣の他に、5 月開催の憲法に関する国民投票の運営委員会と会談した。これまでの訪問と同様、Aung San Suu Kyi 氏および and several members of the NLD CEC の数人のメンバーとの会合は監視付きで行われた。Gambari 氏が 8 月に訪問した時には、Thein Sein 首相、その他数人の政府高官、NLD CEC、外国の外交団と会合した。しかし、これまでの訪問時と異なり、Aung San Suu Kyi 氏には会わなかった。伝えられるところによると、同女史が面会を拒否した。8 月 29 日、NLD が Gambari 氏の派遣は意味がないと批判する声明を出した。

8 月初めには、国連ビルマ人権特別報告官（UN Special Rapporteur on Human Rights for Burma）Tomas Ojea Quintana 氏が数人の政府高官と会談した。また Irrawaddy デルタ地域も訪れ、国連・ASEAN・ビルマ政府の 3 者協議(Cyclone Nargis Tripartite Core Group)に出席した。スケジュールは厳しく管理されていたが、Insein 刑務所を訪問することを許可された。Ojea Quintana 氏は、そこで 5 人の政治囚(Win Tin 氏、U Gambira 氏、Su Su Nwe 氏、Kyaw Kyaw 氏、Thurein Aung 氏)との個人的な面会を求めた。また、NLD CEC と 10 分会談したほか、政府が支援する National Union Party とも会談した。

セクション 5 差別、社会的虐待および人身売買

新憲法は、「人種、出自、宗教、公的階層、地位、文化、性別、貧富」による差別を禁じている。しかし、SPDC は、命令による統治を引き続き行っており、人種、性別、障害者、言語、社会的地位に基づいた差別に関する憲法や法律の規定に拘束されていなかった。

女性

強姦は違法である。しかし、政府はこの法律を事実上施行していなかった。被害者が 14 歳未満の場合には、合意の有無にかかわらず強姦とみなしている。この場合、被害者が 12 歳以上 14 歳未満であれば最高刑で禁固 2 年、12 歳未満では禁固 10 年から終身刑である。配偶者による強姦は、妻が 14 歳未満でなければ犯罪ではない。

政府は強姦に関する統計を発表していなかったが、人口の多い都市部では強姦はさほど多くなく、僻地で多く発生していると述べていた。軍事政権は、強姦による起訴件数や有罪判決の数に関する統計を発表していなかった。

女性へのドメスティックバイオレンス(配偶者による虐待を含む)が問題になっていた。しかし、政府が配偶者による虐待やドメスティックバイオレンスに関する統計を公表していないため、実態を知ることは困難だった。他の人に傷害を与えることに関する法律はあるが、ドメスティックバイオレンスや配偶者による虐待に関する特定の法はない。該当する刑罰は、禁固 1 年から終身であり、その他に罰金が科された。政府系組織 MWAF は、時折、警察などの地元当局に配偶者の虐待を含むドメスティックバイオレンス事例を調査するよう働きかけていた。MWAF は軍事政権首脳らの妻が支配しているため、MWAF が訴えた事件については警察が捜査を行うのが通常だった。

売春は法律によって禁止され、禁固 3 年の刑になる。しかし、都市部、特に Rangoon の「無法地域(border town)」や「ニュータウン(new town)」では売春が著しく増加していた。これらの地域には、首都の旧市街から強制移住させられた貧しい家族が多く住んでいた。

性的嫌がらせを罰する法律はなく、依然として問題になっていた。

女性は、従来男性が従事してきた職業のほとんどに就くことがまだできず、軍将校など特定の職業については実質的に排除されていた。女性の方が圧倒的に貧困による影響を受けやすかった。女性は、同一労働同一賃金を安定して受け取ることができなかった。法律上は、妊娠・出産による失業保険を最大 26 週間受け取る権利があったが、実際には支給されていないことが多かった。

女性の権利を保護する独立した組織はなかったが、政府系の組織はいくつか存在していた。MWAF は、2003 年 12 月に設立され、元首相 Soe Win 将軍の妻が会長であり、女性の権利を守る有力な「非政府」組織だった。ただし、実際には、国内の 14 の州と管区のすべてに支部があり、女性の権利を守る最大の政府系組織だった。その他に政府が管理する団体としてミャンマー母子保健協会(Myanmar Maternal and Child Welfare Association)があり、母親と子供の支援を提供していた。これらの組織は政府と密接な関係にあり、政府の目標を後押しする活動を行っていた。ミャンマー女性経営者協会(Myanmar Women Entrepreneurs' Association)は、女性実業家の職業団体であり、女性に起業融資を行っていた。この協会は、政府の支配は受けていないが、政府と良好な関係にあり、女性実業家を支援する活動が認められていた。

子供

政府は、子供の権利と幸せを守るための予算を十分用意していなかった。経済状態の悪化により貧しい親が子供を学校にやらず、工場やティーンショップで働かせ、物乞いをさせているため、子供達は極めて危険な状態にあった。また、多くの子供たちが孤児院に入れられていた。技術が乏しいか全くないためにヤミ経済や路上でお金を稼ぐ子供の数が増加していた。このため、子供達は、薬物、軽犯罪、逮捕、性的虐待・労働搾取のための人身売買、HIV/エイズの危険にさらされていた。

Rakhine に戻ってきたイスラム教徒のロヒンギャは、子供たちの出生届を出そうとして困難に直面していた。

法律によれば、4 年生(約 10 歳)までが義務教育であり、無料で、全ての子供が対象である。しかし、政府は公教育に最小限の予算しか割り当てていなかった。法律では私立学校は授業料を徴収する場合に政府の認可を得ることを定めているが、不足を補うため、私立の教育機関が増えている。また、教師の給料が極めて低いため、子供を学校にやるには多くの親が教師の給料を補うための出費を強いられていた。学校への出席率は低かった。これは、主に経済的困難の悪化による。国連児童基金(UNICEF)によれば、初等学校の生徒の 50 パーセントが義務教育の 4 年生を修了する前に退学していた。

子供の虐待を禁じる法律はあるが、十分でなく施行もされていなかった。政府は、子供の虐待問題は深刻ではないと述べていた。しかし、正確な統計はなく、一部の国際 NGO は子供の虐待問題は政府が認識しているよりも広範に及んでいると考えていた。

売春目的の少女の人身売買は引き続き大きな問題になっていた。特にシャン人の少女はタイに売られるかそそのかされてタイに送られていた。外国の外交代表は、Rangoon と Mandalay で 10 代と思われる売春婦を大勢見かけると指摘していた。また、伝えられるところによると、一部の売春宿は、十代の女性の「処女」をかなり高額 of 追加料金で顧客に提供していた。

人身売買

人身売買を禁じる法律はあるが、子供を含む人身売買は引き続き問題となっていた。しかし、その実態を示す信頼できる統計はなかった。特に子供の売春とポルノを禁じている法律は事実上施行されていなかった。成人や子供の強制労働や強制徴用に加えて、性的搾取、家事労働、奴隷的労働の目的で東アジア、東南アジア、中東に人身売買されていた。

政府の資料によれば、人身売買先はタイが最も多く、直接中国、マレーシア、バングラディッシュ、北朝鮮、マカオに送られている数ははるかに少なかった。

若い男女が家事労働や奴隷的労働のために東アジア、東南アジア、中東に人身売買される一方で、若い女性や少女は性的搾取の目的で人身売買される危険が高かった。人身売買された人々は、人身売買業者による性的・身体的虐待、劣悪な栄養・衛生状態、罹病(結核、HIV/エイズ)などの過酷な状況に置かれた。

シャン人などの少数民族の成人女性や少女は北部国境経由で、カレン人とモン人の成人女性と少女は南部国境経由で売買された。国内での人身売買も行われており、貧しい農村や都市中心部から、売春が盛んな地域(物流ルート、鉱山地区、軍基地、工業地区など)に送られるか、タイや中国国境沿いに送られることを示す証拠があった。成人男性や少年も、伝えられるところによると、性的搾取や労働力の目的で外国へ売買されていた。

人身売買業者は、ほとんどが独立して小規模に活動しており、村のつてを通して、より大規模な人身売買「ブローカー」に被害者を引き渡していた。ブローカーは主に外国人だが、ビルマ人ブローカーもタイと中国で活動していた。

女性と少数民族の人身売買に対する処罰は禁固 10 年から終身刑、男性の場合は禁固 5 年から 10 年、人身売買目的の詐欺は禁固 3 年から 7 年、ポルノ目的では禁固 5 年から 10 年、犯罪組織との人身売買は禁固 10 年から終身刑、人身売買に関連した重大犯罪では禁固 10 年から終身刑または死刑、人身売買法に関する捜査に関連して金銭を受け取った公務員は禁固 3 年から 7 年の刑が下される。これらのすべての罰則について、罰金を払うことも選択できる。

政府の人身売買への取り組みは、成果があまり上がっていなかった。当局は、国外への人身売買の防止と人身売買業者の告発が重要であると認識していた。しかし、密入出国斡旋と人身売買を区別していない場合がしばしばあり、国内の人身売買についてはほとんど対策を講じず、強制労働については何の措置もとっていなかった。当局によれば、2006 年には 191 件について 400 人を超す人身売買業者を割り出し、政府はそのうち 274 人を訴え、65 人に有罪判決を下した。また警察によれば、人身売買の被害者 419 人が送還された。判決の大半は禁固 5 年未満だった。政府は人身売買業者と密入手国請負業者を区別していないため、人身売買により有罪となった人数は、実際にはもっと少なかったと思われる。

内務省は、人身売買に政府当局は関与していないとの立場を取り続けていたが、地方政府当局では腐敗が蔓延していた。NGO によれば、政府当局の人身売買への関与はあったが、地方や地域の当局者が人身売買を見逃している程度だという。当局は、政府当局や軍当局による人身売買には法を適用していなかった。国境沿いでは腐敗が蔓延していたが、当局が人身売買に共謀したか関与した罪で訴えたという報告はなかった。

政府は、職業訓練センターを 4 ヶ所、人身売買女性被害者の保護施設を 1 ヶ所用意していた。男性被害者は訓練学校で一時的に保護されていた。政府は、送還された被害者をこれらの施設に 1 ヶ月滞在させた。被害者はそこに閉じ込められることになり、被害者保護に関する国際基準に反していた。

MWAF と社会福祉省(Department of Social Welfare)は、人身売買被害者を NGO に引き渡すか家族の元に返す前に、被害者に簡単な健康診断、強制的なカウンセリング、職業訓練を施した。しかし、これらのプログラムに対する政府の資金供給額は極めてわずかだった。

政府は、女性が人身売買の犠牲となって海外へ流出することを防ぐためとして、独身女性のパスポート取得や外国人との結婚を困難にしていた。また規制により、25 歳未満の女性が保護者の同行なしに国境を越えることを禁止していた。しかし、人身売買された女性の大半は、パスポートなしに越境していた。

内務省は、人身売買が盛んに行われている 9 ヶ所に人身売買取締局を設置していた。政府は、国際 NGO の支援を受けて訓練と権利擁護(アドボカシー)のワークショップを開催しているほか、全国版ラジオ・テレビによる広報と州/管区単位での資料配布を認めていた。

また、政府は国連人身売買対策班 (UN Inter-Agency Project on Human Trafficking)と協力して国、州、管区、地方レベルの当局職員向けのセミナーを開催し、アジア地域人身売買プロジェクト (Asia Regional Trafficking in Persons Project)の訓練を受けていた。

2 月 7 日、国内人身売買対策行動計画(National Action Plan against Trafficking in Persons)を承認した。この 5 年計画は、2007 年～2011 年における政府の優先事項を規定している。ある警察署長によれば、この政府優先事項には、訓練コースの実施、被害者への支援サービスの改善、国民意識の喚起、国境人身売買に関する近隣諸国との共同改善などが含まれていた。

国内外の NGO は、人身売買対策として貧困改善や教育を目的としたプログラムを提供していた。これらのプログラムは、それなりの成果を上げていた。

米国国務省の人身売買年次報告書は、www.state.gov/g/tip で閲覧できる。

障害者

政府は、障害者の雇用、医療サービス、教育、その他の国家によるサービスの提供に関して積極的な差別は行っていなかったが、障害者を支援する予算・人材はほとんどなかった。建物、公共乗物、政府関係施設へのバリアフリーを義務付ける法律はなく、障害者は社会的差別にあっていた。いくつかの小規模な国内外の組織が障害者を支援していたが、大半の障害者は家族に全面的に頼って生活しなければならない状況にあった。

傷痕軍人は、優先的に便宜を受けることができ、健常者と同額の給料で公務員になることができた。原則として、軍人以外の障害者への公的支援は、一時的障害の場合には最大1年間、収入の3分の2が支払われ、終身障害の場合には非課税の給付金が支払われた。しかし、民間部門で働く人が障害者になっても、何の雇用保護も実施していなかった。

障害者のリハビリ医療は保健省(Ministry of Health)が担当し、職業訓練は社会福祉省(Ministry of Social Welfare)が担当している。政府は、盲学校を3校、聾唖学校を2校運営しているほか、成人用リハビリセンター2ヶ所、子供用リハビリセンターを2ヶ所運営していた。しかし、障害者向けの学校とプログラムに十分な予算を提供していなかった。

国籍、人種、少数民族

少数者に対する、政府および社会による広範な差別が続いていた。国内のいくつかの少数民族者と、独立以来政府と武装勢力を支配してきた多数派ビルマ民族の対立は、武力紛争を招き、その結果2008年を通して深刻な虐待を引き起こしていた。伝えられるところによれば、チン人、カレン人、カレンニー人、ロヒンギャ、シャン人、モン人などの民族集団に対して国軍兵士が行った殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移住、強姦などである。一部の武装民族集団も虐待を行った可能性はあるが、ビルマ国軍と比較するとはるかに小規模だった。

Rakhine州に戻ったロヒンギャのイスラム教徒は、少数民族であるがために差別を受けていた。例えば、移動、経済活動、教育、出生・死亡・結婚の届け出に関する権利に対して厳しい制約を受けていた。

少数民族集団は、自宅では通常それぞれ独自の言語を使用していた。しかし、少数民族の居住地を含め政府が支配する国内の全域において、公立学校では引き続きビルマ語の使用が義務付けられていた。現地語による授業は行われていなかった。少数民族の居住地域においても、大半の公立の初等学校と中等学校で使用していたのは、少数民族の言語ではなかった。少数民族の言語で書かれた国内出版物はほとんどなかった。

政府は、Rakhine 州やその他の地域に「モデル村」を建設し、ビルマ民族を各地の少数民族の居住地に引き続き移住させていた。これらの新住民の多くは、「モデル村」に移住することを条件に刑務所から解放された人達だった。Kachin 州と Kayah 州からの報告によれば、少数民族の居住地における政府関係の仕事(教師など)では、ビルマ民族が占める割合が増えていた。

ビルマ民族と、非先住民族集団との間には民族的対立があった。このような集団には、南アジア系民族(多くがイスラム教徒)、急増中の中国系民族(大半が Yunnan 省からの移民)などがあった。中国系移民は、ビルマ北部の経済を支配するようになりつつあった。

その他の社会的虐待および差別

多くの国民は、同性愛者を軽蔑していた。好意的でない関心を向けられたゲイやレズビアンには、「性的異常」行為を禁止する罰則規定が適用された。にもかかわらず、同性愛者は、社会的伝統によってある程度保護されていた。

HIV 感染者は差別されていたが、HIV 活動家によれば、啓蒙運動により差別や悪いイメージは薄らいでいた。しかし、伝えられるところによれば、HIV/エイズ 患者を扱う医療機関に行くことで感染者だと疑われるのを恐れて、そのような医療機関に行かない人もいた。

セクション 6 労働者の権利

a. 結社の権利

法律によれば、労働者は事前に政府の同意を得れば労働組合を結成できた。しかし、ビルマには自由な労働組合は存在していなかった。国内組合や国際的組合の支部を結成することは認められず、個人として加盟することもできなかった。

政府は、ビルマ労働組合連盟(FTUB : Federation of Trade Unions - Burma)を「テロリスト集団」と見なして、接触することを犯罪とする 2006 年の裁定を有効としていた。

政府は、船員雇用管理局(Seafarers Employment Control Division)を通して外国船籍の船で職を見つけた船員に、ビルマ海員組合(SUB : Seafarers' Union of Burma)(政府が禁止している FTUB に加盟している)や国際運輸労連(ITWF : International Transport Workers' Federation)と接触することを禁止していた。また、政府は、海外にいる船員への証書発行をしばしば拒否した。必要な証明書がない場合、船員は海外で正規の職に就くことができなかった。

法律によれば、労働者はストライキを禁じられていたが、2008 年の間に多くの大規模工場に合わせて 60 回を超す非公式のストライキが行われた。ストライキの大半は政府の介入なしに解決されたが、当局が圧力を掛け従業員が解雇されたケースもあった。

7 月には、1 人制最高裁判所の審理で、2007 年 5 月 Rangoon で開催された労働者の権利に関するセミナーに関連して逮捕された 6 人の労働活動家(Thurein Aung、Kyaw Kyaw、Wai Lin (Wai Aung)、Nyi Nyi Zaw、Kyaw Win(Wanna)、Myo Min の各氏)の上訴を退け、2007 年 9 月に治安妨害の罪で禁固 20~28 年の刑を宣告した。伝えられるところによると、正規の法廷代理人は認められなかった。11 月には、労働権活動家 Su Su Nway 氏がサフラン革命(Saffron Revolution)を支援したとして逮捕され、治安妨害の罪で 12 年を超える禁固刑判決を受けた。同氏は 2006 年に ILO に対して強制労働について訴えていた。

これらの判決は、既に投獄され長期判決を受けて服役中の FTUB リーダーや労働活動家にも宣告された。例えば、FTUB 中央執行委員会メンバーの Myo Aung Thant 氏、U Aung Thein 氏、Khin Maung Win 氏、Ma Khin Mar Soe 氏、Ma Thein Thein Aye 氏、U Aung Moe Tin Oo 氏、Kyi Thein 氏、Chaw Su Hlaing 氏、U Tin Hla 氏、Pegu 地区の 10 人の FTUB オルグなどである。

b. 労働者の組織化および団体交渉の権利

政府は、労働者の団結や団体交渉を認めていない。しかし、政府が指定したいくつかの工業地域には、労働者監視委員会(WSC : Workers' Supervision Committee)が設置されていた。WSC は、労働者代表 4 人で構成され工場所有者が議長を務めていた。場合によっては(特に完全外資企業の場合)、労働者がその代表を選出することが認められていた。しかし、多くの企業では、管理職者が WSC の労働者代表を選出していた。WSC は平均月 1 回開催され、苦情について討議した。工場レベルで紛争を解決できない場合は、郡議長が率いる郡委員会に付された。郡委員会は、交渉(必要ならば調停)によって解決を試みた。紛争が WSC で諮られるまでの期間、労働者は作業を続けなければならない、デモは禁じられていた。

政府の中央調停委員会は、かつては大きな労働紛争の調停手段として機能していたが、休眠状態にあった。伝えられるところによると、労働省がいくつかの紛争で調停役を果たしていた。小規模な労働問題については郡レベルの WSC が処理していた。非公式の労働ストライキでは、地方レベルの労働当局が調停役として介入し、労使間の平和的解決を図っていた

政府は、公共部門の賃金を一方的に決定していた。民間部門では、市場の需給によって賃金が決まっていた。しかし、政府は、合弁企業に対して、労働者の賃金を大臣や他の政府高官の俸給より高く設定しないように圧力をかけていた。このため、一部の合弁事業では、賃金を抑えた分を追加手当や特別報奨金制度などで補っていた。外国企業は一般的に国内の民間部門に近い水準で給与を設定していたが、合弁事業の例にならない追加手当や給付金制度を採用していた。

輸出加工区はなかった。しかし、国軍が所有する特殊な工業団地があった。ビルマの労働法はすべての工業地域とすべての産業に適用されたが、必ずしも施行されていなかった。

c. 強制労働または義務労働の禁止

法律によれば、他人に強制労働を課した者は罰せられることになっている。しかし、政府および軍による義務労働と強制労働は依然広範囲に行われており、深刻な問題だった。特に、少数民族集団がその対象になっていた。国際オブザーバーによれば、政府はビルマ全土で、道路工

事、建設工事、その他の補修工事で日常的に民間人を強制的に働かせていた。民間人は軍所有の工業団地でも労働を強制されていた。

軍の守備や作戦を支援するための政府による強制労働は、特に民族少数派と宗教的少数派の居住地で依然として深刻な問題となっていた。信頼できる NGO の消息筋によれば、村落は軍キャンペーンインフラの建設・補修のほか、キャンプ内の他の作業(歩哨など)を命じられていた。また、同じ筋によれば、村民は、軍施設の建設と補修のために、自己負担で木材を持参するように要求されていた。

2008 年の間に、軍が Bago 管区、Karen 州、Kayah 州のカレン人村を襲撃する際の荷役としてカレン人の村民を使用していたことを示す信頼できる証拠を NGO が示していた。

ILO によれば、国軍部隊は労働力の供出を命じる書状を村長に発行する代わりに、口頭で命じていた。さらに、強制労働を命じる代わりに、資材、食糧、金銭の供出を強要した事例も報告されていた。ILO の報告によれば、2002 年以降、懲役刑を科されていない囚人を、民間人に代わり強制労働に動員することが増えていた。これは、民間人を使わせないという国際的な圧力によるものと考えられる。

村落での小規模な建設作業で強制労働が行われていたという報告が引き続き寄せられていた。当局は、既存の民間インフラ(交通手段、灌漑施設など)の整備にも強制労働を徴用し続けていた。世帯や個人が金銭または食糧を供出することで、インフラ事業での労働が免除されることもしばしばあった。しかし、地方では貧困が広がっていたため、大半の世帯は労働力を供出せざるを得なかった。両親はその世帯に課せられた強制労働の義務を果たすため、子どもたちにも日常的に手伝わせていた。

ほぼすべての管区と州で、当局はバイオ燃料を増産するための軍事政権のキャンペーンの一環として、民間人に南洋アブラギリを購入し公有地と私有地で栽培するよう強制していたと報告していた。南洋アブラギリを購入しないと、罰金を科すとしばしば脅されていた。

2007 年 2 月、政府と ILO の間で交わした補足合意(Supplementary Understanding)は、さらに 12 ヶ月延長された。この合意に基づき、政府は、民間人が政府による報復されることなく ILO に不平を訴えることができる制度を ILO が設置することを認めている。また、合意では、ILO による労働虐待の申し立てについて政府と ILO が共同して調査にあたることも規定している。

d. 児童労働の禁止および就業最低年齢

法律では子供を雇用する場合の最低年齢を 13 歳としているが、実際にはこの規定は履行されていなかった。児童労働は広範にわたって行われよく見かけた。都市部では、主に小規模または家族経営の企業で働いていた。地方では、家族の生業である農作業に子供が加わっていた。Rangoon および Mandalay の都市部非公式部門で働く子供は、低年齢から働き始めることが多かった。都市部で子供が働いていたのは、たいていが、食品加工業、路上の物売り、ごみの回収、軽工業であり、レストランやティーショップの店員もいた。

法律では、子供による義務労働を特に禁止していない。したがって、子供は強制的に働かされていた。伝えられるところによると、当局は、Rangoon と Mandalay で 10 代の子供たちを逮捕し、荷役や軍役を行わせていた。

児童労働に関する法律を執行する政府機関はなかった。UNICEF は、労働省と協力して、複数の政府機関が開催する児童保護に関する会合やワークショップを奨励していた。UNICEF 代表によれば、ビルマ政府は、働く子供たちを保護するための最低限の基準を広めることに協力しているという。

e. 最低限の労働条件

公務員と、いくつかの伝統産業の被雇用者だけが、最低賃金条項の適用を受けていた。公務員の最低月給は、民間と同じで依然実質 8 時間労働で 1 万 5 千 kyat(約\$11.50)だった。日給にして、500 kyat (\$0.38)だった。これに様々な補助金と手当が支給されていた。最低賃金でも、高官が得ている高給でも、本人と家族の標準的な生活水準を維持することはできなかった。公的部門の実質賃金が低いため、汚職と職場放棄が蔓延していた。民間部門では、都市労働者の日給が

約 500～1,000 kyat(約\$0.38～\$0.75)、地方の農業労働者はその約半分だった。民間部門労働者の中には、はるかに多い賃金を得ている者もいた。例えば、民間部門の雇用者によれば、熟連工の月給は 3 万 kyat (約\$23)だった。

過剰な労働力と貧しい経済状況に加えて、政府による保護がないため、労働者の状態は依然として標準以下に置かれていた。法律によれば、公共部門では週 5 日 35 時間労働、民間部門と国営企業では週 6 日 44 時間労働であり、それを超えると残業代が支払われることになっている。国営企業の工場労働者は、工場の種類により週 44～48 時間働かなければならない。さらに、1 週間に 24 時間の休息时间、年間 21 日の有給休暇が認められていた。しかし、実際にこのような規定の恩恵を受けることができたのは、労働者のごく一部に過ぎなかった。労働者の大半は地方の農業か非公式部門に就いていたからである。また、法律は、政府部門ではほぼ適用されていたが、民間企業ではしばしば違反が起きていた。

健康と安全に関する規制は数多く存在していたが、政府は、実際には規制を施行していなかった。労働者は基本的に危険な労働条件を拒否することができたが、労働者の多くは、拒否すれば職を失うことになった。